

令和5年5月2日

玉名市立小・中学校保護者 様

玉名市教育委員会

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関連した対応について

保護者の皆様方には、日頃から玉名市の学校教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されることに伴い、出席停止の基準・期間等が変更となりました。

そこで、玉名市における対応について下記のとおりお知らせします。

記

1. 出席停止の基準・期間（熊本県教育委員会通知から）

	基 準	期 間
①	児童生徒の感染が判明した場合	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
②	その他、校長が出席停止を必要と認める場合※	校長が必要と認める期間

※その他とは、次の状況等のことをいう。

- ・ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

2. その他の留意事項（文部科学省衛生管理マニュアルから）

- （1）令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。
- （2）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で療養することが重要であり、無理して登校しないようにお願いします。
- （3）出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨することとなっています。